自治労　2018年度健康福祉支部要求への回答（平成30年2月27日）

第１の要求については、労使関係条例に従い、円滑な話し合いが行われるよう誠意をもって、今後とも対処してまいりたい。また、その趣旨は各所属にも伝えてまいりたい。

第２の要求について、人員の配置については、部としても、必要な業務量に見合った適正な配置に努めるとともに、適正な勤務労働条件の確保ができるよう引き続き取り組んでまいりたい。

第２（４）の要求について、保健所の地域保健課については、平成23年度に１名削減する一方で、非常勤職員１名を措置している。各保健所では、これまでも業務のピーク時には、所属内で応援体制を組むなど、工夫を行い、対応しているところ。難病法に基づく医療費助成制度の対象疾病の拡大に伴い、申請件数は増加傾向ではあるものの、部としても必要な業務量に見合った適正な配置に努めるとともに、適正な勤務労働条件の確保ができるよう、引き続き取り組んでまいりたい。

第３の要求について、時間外勤務等の適正化、年次休暇の使用促進については、「ゆとりの日及び週間」の実施や、「ゆとり推進月間」における様々な取組み等を通じて、その実効性の確保に努めているところです。また、平成17年度から、年間360時間の時間外勤務命令の上限規制を導入するとともに、平成21年度から、午後９時までに執務室消灯なども行っており、次長会議において定期的に時間外勤務実績の報告と、一層の取組みを要請するなど、時間外勤務の縮減に取り組んでいるところです。健康医療部各課では、毎週水曜日の「定時退庁日」に、啓発チラシを執務室内に掲示するほか、グループ単位、又は所属単位での独自の定時退庁日の設定を行ったり、時間外が増加した場合、要因等を分析のうえ、業務の進め方などの再点検を行うなど、時間外の縮減に努めている。更に、平成29年９月には大阪府庁版「働き方改革」第２弾を策定し、長時間労働の抑制に取り組んでいるところです。時間外勤務に関し、機械的な上限の設定は行っておりませんが、要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。

第４の要求について、職員の年度途中退職等に対する代替措置については、職場の実態を踏まえ、必要に応じて非常勤職員を措置しているところです。また、産育休の取得に対する代替措置については、非常勤職員での対応を基本としながらも、効率的な業務執行体制を確保しつつ、次世代育成の観点から、職員が安心して育児休業を取得できる環境づくりを行うため、一定の要件を満たす場合には、常勤職員の配置や臨時的任用職員による対応に努めているところです。

第５の要求について、技能労務職につきましては、「技能労務職のあり方に関する基本的な考えについて」を踏まえ、全庁的に対応しているところです。なお、労働条件に係る事項については、協議してまいります。

第６の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。

第７の要求について、非常勤職員の雇用については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。予算については、厳しい財政状況のもと、限られた予算の中で必要に応じて措置してまいりたい。

第９の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。

第１０の要求について、被災地に派遣された職員が現地でお亡くなりになったことは、誠に痛ましいことであったと受け止めています。被災地への派遣職員の健康管理につきましては、事前に健康診断結果と体調などを確認してから被災地への派遣を行っているほか、派遣後においても、こころと体のケアをしっかり行うなど、適切に対応してまいりたい。なお、被災地への職員派遣については、全庁的な問題でありますので、要求につきましては、関係課に伝えてまいりたい。

第１１（２）（３）の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。